

# 令和7年度 带状疱疹予防接種

対象者	65歳となる方	昭和35年4月2日生～昭和36年4月1日生
	70歳となる方	昭和30年4月2日生～昭和31年4月1日生
	75歳となる方	昭和25年4月2日生～昭和26年4月1日生
	80歳となる方	昭和20年4月2日生～昭和21年4月1日生
	85歳となる方	昭和15年4月2日生～昭和16年4月1日生
	90歳となる方	昭和10年4月2日生～昭和11年4月1日生
	95歳となる方	昭和5年4月2日生～昭和6年4月1日生
	100歳以上の方(※)	大正15年4月1日生以前にお生まれの方(※)

(※)70歳以上は令和11年までの経過措置期間のみ対象です。  
 (※)101歳以上(大正14年4月1日以前生)は令和7年度のみ対象です。  
 当日60～64歳でヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害がある方(身障者1級)も対象。  
 ※過去に接種を受けたことのある方は原則定期接種の対象になりませんが、医師が必要と認めた場合、定期として取り扱うことができます。  
 ※2回接種が必要なワクチンで1回分のみ接種済みの場合は、残りの接種を定期接種として取り扱うことができます。

実施期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
------	--------------------

※実施期間を過ぎると、上記の方は定期接種が受けられません。  
 組換え(不活化)ワクチンは期間内に2回の接種を終了できるように令和8年1月までに初回を接種してください。

ワクチンの種類	生ワクチン	組換え(不活化)ワクチン	
接種条件	病気や治療により免疫が低下している方は接種できません。	免疫の状態に関わらず接種可能。	
接種回数・方法	1回のみ 皮下注射	2か月の間隔をあけて2回 筋肉内注射	
自己負担額 生活保護者は無料	2,500円	1回につき 6,500円	
発症 予防 効果	接種後1年	6割程度	9割以上
	接種後5年	4割程度	9割程度
	接種後10年	-	7割程度

ワクチンの種類は1種類しか選択できません。

詳しくは医療機関窓口  
または保健センターに  
お尋ねください。

鳥栖市健康増進課(保健センター)

電話 85-3650

鳥栖市ホームページ  
高齢者の予防接種

厚生労働省  
带状疱疹ワクチン

